

内閣府  
農林水産省令第 号  
経済産業省

証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第六十六号）の施行に伴い、商品投資販売業者の許可及び監督に関する命令を廃止する命令を次のように定める。

平成十九年 月 日

内閣総理大臣 安倍 晋三

農林水産大臣 赤城 徳彦

経済産業大臣 甘利 明

商品投資販売業者の許可及び監督に関する命令を廃止する命令

大蔵省

商品投資販売業者の許可及び監督に関する命令（平成四年農林水産省令第一号）は、廃止する。

通商産業省

附則

（施行期日）

第一条 この命令は、証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（次条において「整備法」という。）の施行の日から施行する。

（処分等の効力）

第二条 整備法の施行前にしたこの命令による廃止前の商品投資販売業者の許可及び監督に関する命令の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第 号）の規定に相当の規定があるものは、同令の相当の規定によつてしたものとみなす。